

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2018年度
第5号

2018年11月12日
文責 馬場 隆

18確定交渉第3回 (11/9)

県教委が人事委員会勧告どおりの給与改定を回答 職員室等の冷房使用については期間外の使用も認めることを回答

高教組は 11 月 9 日、今年度の確定交渉の第 3 回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛冶委員長他 4 人が、県教委からは柴田教職員課長・鶴田人事管理監他 6 人が参加しました。

月例給は行政職の平均で620円増 ボーナスは0.05月分増

今回の交渉で県教委は、国家公務員の給与改定についての閣議決定が 11 月 6 日に行われたことを受けて、これまで留保していた給与改定についての回答を行い、人事委員会勧告どおりに改定し、今年 4 月に遡って実施すると回答しました。勧告の主な内容は、月例給を行政職の平均で 620 円 (0.17 %)、ボーナスを 0.05 月分増額 (年間の合計は 4.45 月) するというものです。

※教育職の月例給の改定の概要は下記のとおり

<教育職の級・号給ごとの改定額>

1 級	2 級	改定(増)額
	1～2号	1700円
1～25号	3～5号	1600円
	6～12号	1500円
26～32号		1400円
33～36号	13～16号	1300円
37～44号	17～28号	1200円
45～48号	29～44号	1100円
49～61号	45～52号	1000円
	53～56号	900円
62～68号		800円
69～76号	57～64号	700円
77～84号	65～70号	600円
85～92号	71～76号	500円
93号以上	77号以上	400円
再任用(フルタイム)	再任用(フルタイム)	400円

※行政職については、級が多くて記載できませんので、知りたい方は高教組本部にご連絡ください。

「まずは業務をどうそぎ落とすのかを各学校で考えてほしい」(人事管理監)

高教組は、長時間労働是正のための制度改善の要求として、登校指導や夜間巡視等を学校が計画して実施する場合は、その業務に従事した時間を別の日の勤務時間で調整できるようにする「勤務時間の割り振り変更」を認めることを求めています。これに対して人事管理監は「まずは、勤務時間の中で業務が行えるよう、根本的な業務の削減を行ってほしい。そうした上でも時間外にしなければならないものが出てくれば、高教組等の意見を聞いて研究することはやぶさかではないが、まずは、業務をどうそぎ落とすかを各学校で考えてほしい」と回答しました。

「室温は17℃以上28℃以下、湿度は40%以上70%以下」(事務所衛生基準規則)

高教組は労働環境の整備の問題として、労働安全衛生法に基づいて定められている「事務所衛生基準規則」では、空調のある事務所では、事業者(使用者)は「室温が 17℃以上 28℃以下、湿度が 40%以上 70%以下になるように努めなければならない」としてあることを指摘し、現在、職員室等の冷房の使用を 7 月 1 日から 9 月 15 日に限定していることを改め、上記の基準に基づいた使用規定にすべきだと主張しました。これに対して県教委は、今年の 6 月には猛暑日が 11 日あった事実も踏まえ、「そういう異常な状態の時は、各学校で実態に応じて対応してほしい」と回答しました。そこで、高教組はそうした考え方が学校現場にきちんと伝わるように通知を出すこと、その際、法令の基準を明記することを求め、県教委は「周知のしかたについては持ち帰って検討する」と回答しました。